

工事成績条件付入札に関するよくある問い合わせ（FAQ）

（注）以下の回答は、令和5年度に試行する内容に基づき作成しています。
来年度以降の運用については、試行結果を検証し、所要の変更を予定しています。

NO	項目	よくある問合せ	回答（令和5年7月1日更新）
1	適用開始時期	適用は、いつからか。	・令和5年7月1日以降に入札公告する案件から適用を開始します。
2	適用する入札	試行の対象となる案件は。	・発注業種が「土木工事」の制限付一般競争入札のうち、予定価格が3,000万円以上の案件を対象に試行します。 ・ただし、特殊工法による工事や市内業者以外の業者を入札参加対象とする案件など、一部適用外工事があります。
3	適用する入札	適用外工事とは。	次の工事については、適用を除外します。 (1) 予定価格が3,000万円未満の案件 (2) 発注業種が土木工事以外の案件 (3) 単価で契約する案件 (4) 発掘調査工事 (5) フェンス工事や交通安全工事など、特殊工法によるもの (6) 市内業者以外の業者を入札参加対象とする案件 (7) その他特に適用を除外する必要があると認める案件
4	適用する入札	試行の対象か対象外かは、どうすれば分かるのか。	・試行の対象となっている場合は、その旨を入札公告に明示します。
5	適用する入札	舗装工事の入札は、試行の対象とはならないのか。	・舗装工事の入札は、試行の対象外です。 ・試行は、発注業種が土木工事の入札に限ります。
6	適用する入札	3,000万円以上の案件は全件に適用するのか。	・一部適用外工事を除き、全件適用します。
7	工事成績条件付入札	工事成績条件付入札の概要を教えてください。	・従来の入札参加資格を満たした者に加え、工事成績条件を満たしたものに対して入札参加資格を認めるよう、優遇措置を講じます。（具体の措置内容は、個別の入札公告において規定）

NO	項目	よくある問合せ	回答（令和5年7月1日更新）
8	工事成績条件付入札	優遇措置を受けることができるのは、どのような業者か。	<p>・下記の要件を満たす場合に優遇措置を受けることができます。</p> <p>①令和3年度～令和5年度において、姫路市優秀工事表彰制度により評価対象工事に係る表彰を受けた業者</p> <p>※対象年度は当該年度を含め前3年度とします。</p> <p>②工事成績の平均等により算出する基準工事成績が78点以上の業者</p> <p>※対象年度は前2年度とします。</p> <p>・なお、要件の詳細や欠格要件については、姫路市工事成績条件付一般競争入札試行要綱において規定しています。</p> <p>・対象者数は15～30者とし、15者未満又は30者超となる場合は、基準工事成績の点数を適用期間毎に見直します。</p>
9	優秀工事表彰	優工事表彰について、教えて欲しい。	<p>・姫路市優秀工事表彰制度は、平成30年度から開始した制度で、優秀な成績で完成した工事を表彰しています。</p> <p>・詳細は、工事技術検査室のホームページを参照してください。</p>
10	基準工事成績	基準工事成績とは。（算出方法は。）	<p>・基準工事成績は、令和3年度又は令和4年度に完成した評価対象工事の工事成績の平均により算出します。</p> <p>・ただし、評価対象工事が2件以上ある場合は、評定点の高いものから2件の平均とし、1件の場合は、その工事成績の点数とします。</p> <p><算出例></p> <p>評価対象工事の工事成績が、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「80点」「78点」「76点」の3件ある場合 ⇒ $(80 + 78) \div 2 = \underline{79}$点 ・「78点」「76点」の2件ある場合 ⇒ $(78 + 76) \div 2 = \underline{77}$点 ・「76点」の1件の場合 ⇒ $\underline{76}$点

NO	項目	よくある問合せ	回答（令和5年7月1日更新）
11	基準工事成績	自分が優遇措置の対象となるか知りたい。	・優遇措置の対象となる「工事成績条件を満たした業者一覧」を、ホームページに掲載していますので、そちらでご確認ください。
12	基準工事成績	受注実績（工事成績）がない業者は、入札に参加できないのか。 （入札で不利になるのか。）	・格付や地域要件など、各案件で設定する参加要件を満たしていれば、これまでどおり入札に参加できます。
13	評価対象とする工事成績	（基準工事成績の算出基礎となる）評価対象工事について、教えてほしい。	・評価対象工事は、本市が発注した土木工事のうち、工事完成時の契約金額が500万円以上で、工事成績評定結果の通知を受けたものをいいます。 ・ただし、次の工事については、評価対象から除外します。 (1)単価で契約する案件 (2)発掘調査工事 (3)フェンス工事や交通安全工事など、特殊工法による工事 (4)随意契約による案件 (5)共同企業体として受注した工事で、出資比率が20%に満たないもの (6)その他特に適用を除外する必要があると認める案件
14	評価対象とする工事成績	舗装工事の工事成績は、評価の対象とならないのか。	・舗装工事の工事成績は、評価の対象外です。 ・評価対象は、発注業種が土木工事の工事成績に限ります。
15	評価対象とする工事成績	令和5年3月末までに受注し、完了していない工事（繰越工事）の工事成績は、どうなるのか。	・繰越工事の工事成績については、工事終了年度の翌年7月以降に評価対象となります。 （例） 令和4年度から令和5年度に工事を繰越し、令和5年度中に工事が完了した場合は、令和6年7月から評価対象となる。

NO	項目	よくある問合せ	回答（令和5年7月1日更新）
16	評価対象とする工事成績	令和5年度中に完了した工事の工事成績は、いつから評価されるのか。（年度途中から評価対象とならないのか。）	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度に完了した工事は、令和6年7月以降に評価の対象となります。 ・なお、令和6年度以降に試行する工事成績条件付入札については、評価対象工事の契約金額を500万円以上から1,000万円以上に変更する予定です。
17	評価対象とする工事成績	国や兵庫県の工事成績は、評価の対象としないのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・試行段階においては、姫路市発注工事のみを評価の対象としています。
18	評価対象とする工事成績	上下水道局の統合に伴い、評価対象とする工事成績に変更はあるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・旧水道局所管の土木工事（R4.3.31以前に水道局総務課が発注した土木工事）は、これまでどおり、評価対象となりません。 ・旧下水道局所管の土木工事（R4.3.31以前に契約課が発注した土木工事）は、これまでどおり、評価対象です。 ・令和4年4月1日以降に契約課（経営管理課）が発注した土木工事は、評価対象です。
19	その他	自分の工事成績は、どうやって知ることができるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・工事成績は、評定後、請負業者に郵送するとともに、四半期ごとに工事技術検査室のホームページに掲載しています。また、市政情報センターにおいても毎月公表しております。
20	その他	工事成績に意見がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・工事成績の意見については、評定結果の通知を受けた日から14日以内に、工事成績評定結果意見申出書を工事技術検査室まで提出してください。
21	その他	令和6年度以降、適用方法等は変更されるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・評価対象工事の契約金額を500万円以上から1,000万円以上に変更する予定です。 ・その他、令和5年度の試行状況を検証し、所要の変更を行う場合があります。
22	その他	今後、業者向けには、どのように周知されるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・工事成績条件付入札制度に関することは、随時、契約課ホームページにてお知らせします。